

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-81:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-81 部：足温器及び電熱マットの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（JISC9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 10.101 箇条11 11.8 箇条22 22.101 22.102 22.104	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条10 入力及び電流 10.101 PTC特性の電熱素子が組み込まれている機器の入力は、温度上昇とともに著しく減少しなければならない。 箇条11 温度上昇 11.8 ポリ塩化ビニル（PVC）を電熱素子の絶縁物として使用している場合、絶縁物は規定の温度上昇値を超えてはならない。 箇条22 構造 22.101 可とう性をもつ部分に用いられている電熱素子及び内部配線は、所定の位置に保持できる構造でなければならない。 22.102 電熱素子を所定の位置に保持する縫製が綻びた状態でも、それらの位置が著しく変化してはならない。 22.104 電熱マットは、電熱素子及び内部配線の絶縁の露	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-81:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-81 部：足温器及び電熱マットの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.105	出が容易に目視できるような構造でなければならない。 22.105 足温器における機器用インレットは、コネクタが床に接触しないような位置になければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条19	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 機器は、異常運転又は不注意運転によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.1 7.12	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 洗濯可能な機器は、規定のドライクリーニング禁止及び漂白処理禁止の図記号を表示しなければならない。 7.12 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 － 機器に何らかの損傷の徴候がある場合は、機器の使用を中止する。 － 動物を暖めるために機器を用いてはならない。 － 洗濯又は清掃に関する詳細。	
第 四 条	供用期間中における安全機	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造	■該当 □非該当	箇条22 22.16	箇条22 構造 22.16 自動式巻取り機構は、耐久試験の結果、異常を生じ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-81:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-81 部：足温器及び電熱マットの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	能の維持	であるものとする。		箇条23 23.3 箇条25 25.14 箇条31	てはならない。（第1部の規定による。） 箇条23 内部配線 23.3 内部配線は、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.14 シースなしの平形電源コードは、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。（第1部の規定による。） 箇条31 耐腐食性（第1部の規定による。） 腐食によって機器がこの規格に適合しなくなるおそれがある鉄製の部分は、防腐食対策を十分に施さなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条6 箇条7 7.12 箇条15 15.1	箇条6 分類（第1部の規定による。） クラス0機器は、定格電圧が150V 以下の屋内用の機器についてだけ認める。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.12 補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していない旨の記載しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条15 耐湿性等 15.1 機器の外郭は、機器分類に従った水に対する保護等級を備えていなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-81:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-81 部：足温器及び電熱マットの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条22 22.44	箇条22 構造 22.44 機器は、玩具のような形状及び装飾をもつ外郭を備えてはならない。（第1部の規定による。）	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条30 30.101	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条30 耐熱性及び耐火性 30.101 足温器の外郭を形成している布、その他の類似した素材は、着火に対し十分な耐性をもっていなければならない。	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条8 箇条22 箇条25 25.22 箇条26	箇条8 充電部への接近に対する保護（第1部の規定による。） 箇条22 構造（第1部の規定による。） 充電部が、可触金属部に接触するおそれがない構造でなければならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタの挿入及び取外しの間、充電部に触れないような構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条26 外部導体用端子（第1部の規定による。） 端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れることができないものでなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-81:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-81 部：足温器及び電熱マットの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさない ように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条13 箇条16 箇条22 22.5 箇条27	箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。） 箇条16 漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.5 通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、充電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条27 接地接続の手段（第1部の規定による。） 絶縁不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラスⅡ機器及びクラスⅠ機器の可触金属部は、接地極に確実に接続しなければならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条21 21.102 箇条29 29.1.3	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条21 機械的強度 21.102 可とう性をもつ機器の電熱素子及び内部配線の絶縁は、機器の使用期間を通して十分な絶縁性能を維持しなければならない。 箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 29.1.3 可とう性をもつ部分に給電するために使用する器具用カプラのかん合面とチューブ接点との間の空間距離は、規程の距離以上でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-81:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-81 部：足温器及び電熱マットの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 箇条19 箇条30 30.2	箇条11 温度上昇（第1部の規定による。） 木材一般、油に接触する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、炎、危険な量の可燃性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条11	箇条11 温度上昇（第1部の規定による。） 通常使用時に継続して手で保持する、又は短時間だけ保持する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。	
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条20 20.1 20.2	箇条20 安定性及び機械的危険 20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなければならない。（第1部の規定による。） 20.2 機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲っていないなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-81:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-81 部：足温器及び電熱マットの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条22 22.14 22.15 箇条23 23.1 箇条25 25.9	箇条22 構造 22.14 機器には、通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。（第1部の規定による。） 22.15 可とうコード用の巻付けフックその他これに類するものは滑らかでなければならない。（第1部の規定による。） 箇条23 内部配線 23.1 配線路は、滑らかでなければならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角に接触してはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条21 21.103	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条21 機械的強度 21.103 PTC特性の電熱素子は、押し潰しに対して耐性がなければならない。	
第 十 二 条	化学的危険源 による危害又	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条19	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-81:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-81 部：足温器及び電熱マットの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	は損傷の防止	体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。		箇条22 22.22 22.23 22.41 箇条32	から漏れてはならない。 箇条22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。） 22.23 機器には、PCBを含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第1部の規定による。） 箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。）	
第 十 三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条32	箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。） 機器は、有害な放射線を発生してはならない。	
第 十 四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条19 19.7 19.9	箇条19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超え	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-81:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-81 部：足温器及び電熱マットの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条22 22.40 22.49 22.50 22.51 箇条30 30.2.3	てはならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第1部の規定による。） 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第1部の規定による。） 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。（第1部の規定による。） 22.51 機器上には、機器が遠隔操作に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第1部の規定による。） 箇条30 耐熱性及び耐湿性 30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 五 条 第 1 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条19	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-81:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-81 部：足温器及び電熱マットの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 五 条 第 2 項	始動、再始動 及び停止によ る危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、 又は物件に損傷を与えるおそれがないもの とする。	■該当 □非該当	箇条19 箇条20 20.2 箇条22 22.10	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こして はならない。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が 何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き 起こす引き金となってはならない。（第1部の規定によ る。） 箇条22 構造 22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧 維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはな らない。（第1部の規定による。）	
第 十 五 条 第 3 項	始動、再始動 及び停止によ る危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人 体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え るおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こして はならない。	
第 十 六 条	保護協調及び 組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電 系統や組み合わせる他の電気用品を考慮 し、異常な電流に対する安全装置が確実に 作動するよう安全装置の作動特性を設定す るとともに、安全装置が作動するまでの間、 回路が異常な電流に耐えることができるも	■該当 □非該当	箇条10 箇条19	箇条10 入力及び電流（第1部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常 動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があ ってはならない。 箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-81:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-81 部：足温器及び電熱マットの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		のとする。		箇条25 25.8	する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表 第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条19 19.11 19.11.4 箇条29	箇条19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の2端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、熔融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第1部の規定による。） 機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-81:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-81 部：足温器及び電熱マットの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条7 7.14	箇条7 表示、及び取扱説明及び据付説明 7.14 表示は、容易に判読でき、かつ、耐久性があるものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第 二 十 条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-81:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-81 部：足温器及び電熱マットの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 2 号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—
第 二 十 条 第 3 号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-81:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-81 部：足温器及び電熱マットの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—